

麴町監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 3 月 28 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、麴町監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

麴町監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 最高経営責任者及び監査の品質管理に関する責任者を定めていないなど当該監査法人の本部組織は未整備であり、また、品質管理に関する方針と手続の整備及び運用が不十分なため、各監査部門（分室）を横断的に統制していない。さらに、監査業務の審査において、財務書類に重大な疑義があり、適正意見を表明できないものと社員会が決定したにもかかわらず適正意見が表明されるなど法人の業務管理体制は不十分である。
2. リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
3. 監査法人の業務管理体制として法令で設置を義務付けられている「点検する機構」が設置されていない。また、個々の監査業務の実施状況の点検について平成 18 年 9 月まで全く行っておらず、その後実施した点検においても点検結果に対する改善案を検討していないなど不十分な点がある。

連絡・お問い合わせ 公認会計士・監査審査会事務局 (代表) 03-5114-3600
--